

揮発油税戻入れ（移入）控除（還付）税額計算書の記載要領等

- 1 この用紙は、揮発油税法施行令第11条第4項《戻入れの場合の揮発油税の控除等》に規定する戻入れ又は移入控除を受けようとする場合の計算書として使用してください。
- 2 この用紙は、次により記載してください。
 - (1) 「移出年月欄」には、この税額計算書を添付する揮発油税及び地方揮発油税納税申告書と同じ年月を記載します。
 - (2) 「戻入れ揮発油」欄には、製造場に戻し入れた揮発油で、揮発油税及び地方揮発油税相当額の控除（還付）を受けようとするものについて記載します。

なお、数量については、リットル未満の端数を切り捨てて記載してください。
 - (3) 「㊸控除数量」欄には、戻入れ数量に1.35%を乗じて得た数量を記載します。
 - (4) 「G29」欄には、戻入れ数量の合計を記載します。
 - (5) 「G30」欄には、戻入れ揮発油の控除数量の合計を記載します。
 - (6) 「G31」欄には、G29－G30の算式により計算した数量を記載します。
 - (7) 「G32」欄には、戻入れ控除（還付）を受けようとする税額の合計を記載します。

なお、「G32」欄に記載した税額は、揮発油税及び地方揮発油税納税申告書の「G03」欄にそのまま記載します。
 - (8) 「移入揮発油」欄には、製造場に移入して再移出した揮発油で、揮発油税及び地方揮発油税相当額の控除（還付）を受けようとするものについて記載します。

なお、数量については、リットル未満の端数を切り捨てて記載してください。
 - (9) 「㊹控除数量」欄には、移入数量に1.35%を乗じて得た数量を記載します。
 - (10) 「G61」欄には、移入数量の合計を記載します。
 - (11) 「G62」欄には、移入揮発油の控除数量の合計を記載します。
 - (12) 「G63」欄には、G61－G62の算式により計算した数量を記載します。
 - (13) 「G64」欄には、移入控除（還付）を受けようとする税額の合計額を記載します。

なお、「G64」欄に記載した税額は、揮発油税及び地方揮発油税納税申告書の「G04」欄にそのまま記載します。

【注意事項】

- 揮発油を戻し入れた日又は移入した揮発油を再移出した日の属する月の翌月以後に提出期限の到来する揮発油税及び地方揮発油税納税申告書に添付してください。